



2022 年 4 月 18 日

各位

会社名株式会社コメダホールディングス 代表者名 代表取締役社長 臼 井 興 胤 (コード番号: 3543、東証プライム・名証プレミア) 問い合わせ先 取締役 CFO 清 水 宏 樹 TEL. 052-936-8880

## 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 5 月25 日に開催予定の第8回 定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

(1)2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施 行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会 (いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、感染 症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、 株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、場所の定めのない株 主総会を開催できるよう、定款第11条の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更に関しては、株主の皆様の利益確保に配慮しつつ産業競争力を強化 することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産 業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとお り当社定款を変更するものであります。
  - ①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を 定めるものであります。
  - ②変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定す るための規定を設けるものであります。
  - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるた め、これを削除するものであります。
  - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

別紙のとおりです。

## 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日:2022年5月25日(予定) 定款変更の効力発生日 : 2022年5月25日(予定)

以上

「カリ邦式」	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
第11条 (招集) 1.当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集す	(現行どおり) (現行どおり)
る。 (新 設)	2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会と することができる。
第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	第14条(電子提供措置等)  1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 類等の内容である情報について、電子提供措置をと るものとする。  2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令 で定めるものの全部または一部について、議決権の 基準日までに書面交付請求した株主に対して交付 する書面に記載しないことができる。
(新 設)	第42条(電子提供措置等に関する経過措置)  1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規 定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものと する。  2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の 日を株主総会の日とする株主総会については、定款 第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供) はなお効力を有する。  3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項 の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれ

か遅い日後にこれを削除する。